

油化に係る再生処理ガイドラインの改定

2026年8月31日（月）

ケミカルリサイクルにおける「油化」収率の考え方（案）

- 「分別基準適合物の再商品化に関する計画（告示）」では、炭化水素油は「原材料又は燃料として利用される」とあり、**プラスチックへの使用を想定したケミカルリサイクルの油化**については、同告示の**原材料として利用される炭化水素油を得ること**と整理することが可能。
- 他方で、日本容器包装リサイクル協会の「再生処理ガイドライン」における炭化水素油の収率は、燃料用途を想定した収率基準となっていることから、**原材料用途を想定した収率基準を同ガイドラインにおいて新設**する。

現行

改定案

告示

六 3 再商品化の具体的方策に関する事項
プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。
（６） 炭化水素油を得るための施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、**炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。**

ガイドライン

燃料用途を想定

$$\begin{aligned} &\text{炭化水素油の収率} \\ &= \frac{\text{炭化水素油の製造量} - \text{他材料寄与分}}{\text{市町村からの引取量}} \times 100 \\ &\geq 45\% \text{ (重量ベース)} \end{aligned}$$



燃料用途

変更なし

変更なし

新設

原材料用途

$$\begin{aligned} &\text{炭化水素油の収率} \\ &= \frac{\text{炭化水素油の製造量} - \text{他材料寄与分}}{\text{市町村からの引取量}} \times 100 \\ &\geq 〇〇\% \text{ (重量ベース)} \end{aligned}$$

ケミカルリサイクルにおける「モノマー化」の考え方（案）

- ケミカルリサイクルにおける「モノマー化」について、**PSモノマー**は化学的に炭化水素に該当し、液体であるため、油化同様に「分別基準適合物の再商品化に関する計画（告示）」における**原材料として利用される炭化水素油を得ることと整理**することが可能。
- ただし、モノマー化（PS）については、原材料を設備に投入する際に高度な選別を行い、高純度のPSを投入する必要があるため、収率基準を別に設けることは、ほかの手法との整合性をとる観点で難しく、基本的にはジョイントグループにおける構成事業者としての位置づけを想定。
- なお、モノマー化（PET）については、生成物が固形であるなどの理由から、原材料として利用される炭化水素油を得ることと整理することは困難であるが、資源循環の促進において重要な手法であることから、今後有識者による議論や当該技術の商業化の状況等も踏まえつつ容リ制度においても再商品化の手法に加えることを検討していく。

